

入札説明書等に関する質問の回答(第1回)

■入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
1	9	第3	12	3)				適用基準等	新築工事(仮設建物)・改修工事における設計図面の特記仕様書について 民活事業の趣旨を鑑み、事業者側の書式を採用できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、各種基準等の適用が確認できる書式としてください。
2	19	第4	4	2)	イ	b		入札参加者の参加資格要件	「公共施設に係る改修工事等の基本設計又は・・・」の記載で、改修工事等には耐震改修工事も含むと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	20	第4	4	2)	オ	a		入札参加者の参加資格要件	『平成23年4月以降において、公共施設に係る維持管理業務を3年以上元請で継続実施した実績があること。』とありますが、PFI事業等において、SPCが発注者となり、構成企業としてSPCから維持管理業務を受託して継続実施した実績についても、本要件における『元請で継続実施した実績』として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。自らがSPCからの元請企業として維持管理業務を実施した事業であれば、元請で実施した実績として取り扱う考え方で差し支えありません。
4	32	別紙2	2	1)				施設改修費の算定及び支払方法	設計段階の検査について、効率的な事業進捗のため、業務の適時報告を行うことなどにより、基本設計と実施設計の検査を同時に受検することも可能と考えてよろしいですか？	要求水準書P37,38において「基本設計及び実施設計の各終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して検査を受けること。」の規定を踏まえて、原則として各終了段階に検査を行います。
5	35	別紙2	3	1)	①			対象となる費用	長期の工事監理期間となること、及び、近年の技術者単価の顕著な上昇を考慮し、監理業務段階における監理業務費用(技術者単価の上昇等)は対象となる費用として認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとし、工事監理業務は、施設改修費の改定の対象には含まないものとします。
6	41	別紙4	2					維持管理・運営期間中の保険	維持管理・運営期間中の保険について、保険契約者及び被保険者が建設JVとなっていますが、建設JV以外の構成企業が保険契約者及び被保険者となることは問題ないでしょうか。	維持管理・運営期間中の保険契約者及び被保険者について、「建設JV」は誤記です。原則としてSPCを保険契約者及び被保険者としてください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
1	9	第2	1	(3)	ア			建築工事の制約	利用者への影響に十分配慮するとありますが、騒音規制法、振動規正法に定められる数値を守っても、工事中断等の指示が市よりあった場合には工期延長、工事費用増額の対象となりますか。	前提として、改修工事を行うものと運営を行うものが連絡・調整を密に行い、利用者に配慮しながらの工事を実施してください。 その上で、適法かつ十分な配慮のもと工事を実施している中で、事業者の責任がない事象において市の指示で工事中断となる場合には、ご理解のとおりです。
2	9	第2	1	(3)	イ			建築工事の制約	令和7年11月28日の要求水準書に対する回答のno.11の回答で「今回の改修工事後の騒音仕様は想定していません。」とあり、本事業では騒音対策費用を想定していないと考えます。事業整備中に行政協議等により騒音対策が必要となった場合には、別途、費用などについて協議可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問No.1をご参照ください。 なお、要求水準書(案)に対する回答のとおり騒音仕様は設定していませんが、要求水準書に記載のある工事中の利用者への騒音及び振動に関する配慮のための費用は事業費に見込んでいます。
3	12	第2	3	(1)	イ	(イ)	a	人体炉(大型炉)	「告別の時間を30分を基本とする」とありますが、事業者提案として告別時間を15分とすることは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者提案に委ねます。ただし、遺族感情へ配慮ください。
4	13	第2	3	(1)	ウ	(力)	e	異常・非常時の運転	「都市ガス遮断時にも火葬の継続を可能とすること」とありますが、燃料については事業者提案でしょうか。要求水準書(案)では「LPG」の記載がありましたが、今回記載がありません。ご教示ください。	ご理解のとおりです。 安全性や火葬継続の実現可能性を踏まえてご提案ください。
5	13	第2	3	(1)	ウ	(力)	e	異常・非常時の運転	都市ガス遮断時、火葬中のご遺体の火葬を完了するため、副燃料を使用するバーナーと燃料タンクのユニット設備の使用を想定した場合、そのユニット設備の台数は事業者提案との理解でしょうか？ご教示ください。	ご理解のとおりです。
6	20	第2	3	(2)	オ	(ウ)		触媒装置	触媒なしで排ガス基準値を達成できる場合、触媒は設置しなくてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	触媒装置なしで要求水準書に示す排ガス基準値を達成可能であることが確認できる場合、触媒装置なしとすることを可とします。 必要に応じて、官民対話時等にご提示ください。
7	27	第2	5	(1)	オ	(イ)		工事動線、資材置き場 利用者用駐車台数	相模原市墓地等経営の許可等に関する 条例施行規則に規定に基づき、火葬炉の数の8倍(1炉あたり8台)とあります。現在の条例規則「火葬炉の数に10を乗じて得た数の自動車を収容できるものとする」については、本事業で改定されると考えてよろしいでしょうか。	R8.4.1の規則改正により、火葬場の構造設備基準は「火葬炉の数に8を乗じて得た数の自動車を収容できるものとする」と変更しています。ただし、台数の設定に当たっては、本施設は式場を併設していることから、葬儀参列者も利用する駐車場であることに配慮ください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見の内容	回答
8	27	第2	5	(1)	オ	(イ)	工事動線、資材置き場 利用者用駐車台数	「第一駐車場に仮設火葬棟や工事ヤード等を設置する場合、利用者駐車場を別途確保する」とあります この駐車場は第2、第3駐車場を駐車場確保の台数に含められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	28	第2	5	(2)	ア		告別室の自動扉 収骨室の自動扉	運営方法等により、手動式の扉とすることができると考えてよろしいですか。	告別室のエントランスホール側の扉は自動扉とします。収骨室に新たに設置する扉については、事業者の提案に委ねます。
10	28	第2	5	(2)	ア		エントランスホール	新たに設ける3か所の外部からの出入口について 庇が必要になると考えます。伴って床面積が発生した場合の整備方針をご提示ください ・増築工事が認められる ・改修工事エリア部分にデッドスペースを設置して床面積が増築しない整備方針とする など	新たに出入り口を設置することについて、事業者による要否検討を踏まえ、提案が出来る要求水準とします。 提案上新設の出入り口を設ける必要がある場合は、床面積の増築とならない庇の巾として提案してください。
11	29	第2	5	(2)	ア		更衣室	現在の利用状況などを鑑みて、設置しない施設整備・運用が事業者提案できると考えてよろしいでしょうか。	1階は火葬棟トイレ横に従業員用、式場控室内に利用者用を設置してください。また、2階は既存の更衣室(更衣コーナー)を拡張してください。
12	29	第2	5	(2)	ア		トイレ、シャワー室	運用上利用しない場合、施設整備及び維持管理費用を合理化するため、改修する空調方式、運営方式等によっては、シャワー室の設置の有無は事業者提案によるかと考えてよろしいですか？	事業者による要否検討を踏まえ、運営上、従業員用のシャワーが不要と判断される場合は、シャワー室の設置の有無は事業者提案によるものとします。
13	30	第2	5	(2)	ア		建築改修工事 <外部>外壁	「別途、事業者にて・・・打ち替えを行う」について、事前調査結果により更新範囲拡大が必要となった場合は追加工事扱いでしょうか。	入札公告時に示した条件で想定することが出来ず、事業開始後の調査の結果により更新範囲の著しい増減が生じる場合においては、協議対象となり得ると考えます。
14	30	第2	5	(2)	ア		建築改修工事 <外部>鋼製建具	鋼製建具の不具合は事前調査の対象として考えてよろしいでしょうか。その際、不具合の判断は事業者判断でしょうか。また当初想定を超える更新の際は追加工事と考えてよろしいでしょうか。	事前調査の対象になります。不具合の判断は事業者の判断となります。 入札公告時に示した条件で想定することが出来ず、事業開始後の調査の結果により更新範囲の著しい増減が生じる場合においては、協議対象となり得ると考えます。
15	31	第2	5	(2)	ウ		外構工事 外構舗装グレード	本工事で行う外構改修工事において、第一駐車場については透水舗装、他の舗装については現状に合わせて不陸補正の上、表層舗装と考えてよろしいでしょうか。	「配布資料08_参考改修計画図」に示すとおり、第1駐車場については舗装補修とし、その他は不陸補正・表層舗装となります。なお、第1駐車場の舗装補修は、路盤入替え及び表層舗装とします。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
16	32	第2	5	(3)	イ			機械設備工事	要求水準書に「熱源システムは、経済性・環境性・信頼性を考慮し選定すること」とありますが、空調システムの変更や熱源機の縮小や冷温水発生機そのものを別熱源で置換える提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	記載の提案を可能とします。ただし、他の改修要件および要求水準書に定める性能・機能を満足する合理的な提案としてください。なお、熱源機の縮小を行う場合は、必要な空調条件を確実に満足する計画としてください。
17	33	第2	5	(3)	イ			機械設備工事 敷地内埋設配管	埋設配管の更新の必要性が、予期せずやむを得ない事由により発生した場合は、市の費用負担と考えてよろしいでしょうか。	事前調査を実施し、劣化状況からやむを得ず更新の必要性が生じた場合、受注者起因によるものを除き、市の費用負担を基本として協議を行います。
18	33	第2	5	(3)	イ			消火設備	炉室は、現状の消火設備を更新するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、更新の内容については、適宜事業者にて消防署に確認してください。
19	34	第2	5	(3)	ウ			電気設備工事	既存電気室・発電機室以外の場所で、キュービクル・発電機を更新する、屋外化するなどは事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。ただし、施設運営に支障のない設置場所に配慮するとともに、通路の幅員など満足するように計画してください。
20	34	第2	5	(3)	ウ			受変電設備	「屋内型キュービクルとし、」とあります 改修工事で新設するキュービクルは、変圧器の容量増加、トップランナー基準の変更により、箱体が大きいため、現在の電気室内に納まりません。地下設置による基幹電源設備の水没を回避する機能向上も考慮し、屋外型キュービクルを地上に置く事業者提案が可能と考えてよろしいですか。	要求水準書に対する質問No.19をご参照ください。
21	34	第2	5	(3)	ウ			自家発電設備	屋外型キュービクル整備とした場合、直近に発電機を設置し、電源設備システムの合理化、仮設火葬炉棟の非常電源としても活用できるように、発電機についても屋外の地上に置く事業者提案が可能と考えてよろしいですか。	事業者提案に委ねます。ただし、施設運営に支障のない設置場所に配慮するとともに、通路の幅員など満足するように計画してください。また、近隣への騒音対策を講じた上で提案してください。
22	34	第2	5	(3)	ウ			自家発電設備	太陽光発電について、貴市として最低限設置しなければならない条例等の基準があれば、ご教示お願いいたします。	太陽光発電に関する最低限の設置条例基準は定められていません。太陽光発電の導入については、事業者の創意工夫による提案に委ねます。ライフサイクルコストの削減等を踏まえた提案を期待します。
23	34	第2	5	(3)	ウ			電灯設備	「非常照明は電源別置型」とあります 将来の更新費用の合理化を考慮し、電源内蔵型非常照明設備も事業者提案できると考えてよろしいですか。	事業者提案に委ねます。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
24	39	第3	3	(1)	ウ	(ア)		その他	ウェブサイトの指定はありますか。	事業者にて管理することを前提に、事業者にて作成ください。作成に当たっては、市ホームページにて公表する「ウェブアクセシビリティ」を参照し、見やすさに配慮したものとす るよう留意ください。 <a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/about/accessibility/accessibility.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/about/accessibility/accessibility.html</a>
25	48	第5	2	(5)	ア	(イ)		SPCの正社員	SPCは事業契約上の受託主体として設立されるものの、維持管理・運営業務については、いわゆるパススルー原則に基づき、SPCから維持管理企業及び運営企業へ業務委託契約により再委託することとなります。  そのため、SPC自体は維持管理・運営業務を直接実施せず、社員の雇用や現場運営体制の保有も予定しておりません。  実際の業務遂行、現場統括、職員管理及び市との日常的な調整については、主たる維持管理・運営業務を担う構成企業が責任を持って実施する体制であることから、維持管理・運営業務責任者については、SPCの役職員に限定するのではなく、主たる維持管理・運営業務を担う構成企業の正社員を配置することを認めていただけますでしょうか。	現場統括、職員管理及び市との日常的な調整に関して、維持管理・運営業務を主として実施する企業の正社員を維持管理・運営業務責任者とするを可とします。
26	59	第6	4		ア			予約受付業務	予約受付の手法は事業者提案であり、火葬予約システムの導入、コールセンターによる受付等の提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者提案に委ねます。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見の内容	回答
27	59	第6	5				利用者受付業務	<p>使用許可証の発行と使用料徴収について、現在は下記の運用としています。</p> <p>1 式場及び霊安室の利用承認と徴収 現在、斎場(現指定管理者)では式場・霊安室については「相模原市営斎場式場及び霊安室利用承認申請書」を申請者(ご葬家他)より、提出を受け、使用承認をしています。この利用の承認は、斎場条例第26条(指定管理の管理に係る読替え)により条例・別表第2の使用料を斎場で徴収しています。</p> <p>2 火葬炉利用承認と火葬料の徴収(現在の徴収は指定管理者) 火葬炉の利用承認と火葬許可書は申請者(ご葬家他)が、死亡届の提出時に相模原市の区民課等に死体火葬許可証の申請と火葬炉利用申請を提出し、承認を受け火葬炉利用承認書を受けます。(事前に火葬炉使用の予約を受けていることが前提)</p> <p>以上のことから、「要求水準書P59・5利用者受付 オ利用者へ使用許可書を発行し、使用料を徴収すること」については、式場関係だけでよろしいでしょうか。(利用承認と徴収の取扱について現行と変更があるかの確認です)</p>	<p>要求水準書に記載した取扱い内容は現行と変更はないものとしております。</p> <p>「要求水準書P59・5利用者受付 オ利用者へ使用許可書を発行し、使用料を徴収すること」は、式場、霊安室、身体の一部の火葬炉の利用にかかる利用承認書を発行し、式場、霊安室、火葬炉利用にかかる使用料を徴収することとなります。</p>
28	60	第6	7				告別・炉前業務	<p>「火葬開始時間の30分前から」事前に準備すること。とありますが、あくまでも基本的な所要時間であり、利用者にご不便がないよう、事業者提案により対応するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。到着から退場まで2時間以内であれば、告別、火葬冷却、収骨の時間配分については事業者側の裁量で構いません。ただし、遺族感情へ配慮ください。</p>
29	60	第6	7				告別・炉前業務	<p>事業者が利用者に対し柩の中身に対する確認や除去は、遺族感情への配慮からも原則行いません。「相応しくない副葬品」の確認方法等については事業者提案により対応するとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。要求水準書のとおり、副葬品としてふさわしくないものを棺におさめていないか確認及び除去を行ってください。</p> <p>確認方法や除去の方法は事業者提案によるものと考えます。</p>
30	61	第6	9				火葬炉運転業務	<p>「告別の時間を30分を基本とする」とありますが、事業者提案として告別時間を15分とするのは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。到着から退場まで2時間以内であれば、告別、火葬冷却、収骨の時間配分については事業者側の裁量で構いません。ただし、遺族感情へ配慮ください。</p>
31	61	第6	12				式場・霊安室業務	<p>霊安室でお預かりしている棺のご遺体との面会について、ご遺族をお待たせせず、故人と面会頂けるよう、面会は事前予約制を採用してよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>ご理解のとおりです。事業者提案に委ねます。</p>

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
32	61	第6	12		ア			式場・霊安室業務	遺体保冷库の台数は事業者の提案という理解でしょうか。ご教示ください。	事業者の提案としますが、既存の保冷库と同数(4基)以上としてください。
33	全般							竣工図・改修図 構造計関係	既存棟の改修にあたっては、耐震壁ではないRC壁(雑壁)の一部撤去を想定しています。構造計画上、危険側となる改修ではないため、既存建物に関して耐震診断等の詳細な検討は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者にて、具体的な計画図をもとに、有資格者として安全性を確認の上で提案してください。
34								竣工図・改修図 01追加 構造図等 構造関係	炉室の鉄骨架台について 撤去し再構築すると本体建物へ影響し、工事費および検討費用に大きく影響することが想定されます。 今回の改修工事にあたっては鉄骨架台はそのまま利用することができるかと考えてよろしいでしょうか。	構造的に鉄骨架台の安全性が確認できる場合は事業者の提案に委ねます。
35									「実施方針等に関する質問の回答」・官民対話で貴市がお示された内容は、要求水準書等に明示されていなくても、正式な文書として効力があるものと考えてよろしいでしょうか。	5月13日以降に公表した入札説明書等資料以降の公表資料のみが有効となります。

■様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見の内容	回答
1	2	2		(2)		イ	留意事項	作成要領2(2)イでは「入札参加資格審査に関する提出書類」は簡易ファイルに綴じとされていますが、提出要領3(2)2アではA4判縦長左綴じのパイプ式ファイルとされています。提出時はパイプ式ファイル(キングファイル等)を使用する理解でよいでしょうか。	提出書類が簡易ファイルに収まる場合は、簡易ファイルに綴じて提出することで差し支えございません。
2	3	3		(2)	2)	ウ	提出方法	入札参加資格審査に関する書類に入札参加者番号を記載する旨、記載されています。 入札参加者番号は貴市へ書類を提出し、受付後、参加資格審査結果と共に入札参加者番号が交付されると記載されています。 提出時は入札参加者番号は未交付のため、入札参加者番号の記載はなしでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 入札参加資格審査に関する提出書類には、入札参加者番号ではなく、代表企業名を記載しご提出ください。 入札参加資格審査結果通知書にて入札参加者番号を通知します。
3	3	3		(2)	2)	ウ	提出方法	『様式5-1の正本1部を併せて封入し、』とありますが、入札参加資格審査提出時に入札書を同時提出する理解でよいでしょうか。それとも記載誤りでしょうか。	当該記載は誤りです。 入札書は、提案内容審査に関する提出書類の提出時にご提出ください。
4	4	3		(5)	1)		提案書類	入札書について、提出方法に『まとめて袋とじにして提出』とあるが、2頁ウには『ただし、袋綴じは「入札参加資格審査に関する提出書類」「入札書」以外の書類に限る。』と指定があります。入札書の提出方法について、改めてご教示ください。	提案書類の正本の提出に当たっては袋とじは不要とします。なお、入札書のみ封筒に入れ、提出してください。修正版を公表いたします。
5	7	4					様式7-2 造成計画図	造成工事が発生しない整備とする場合、提出不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	17						様式2-1 入札参加資格審査申請書	「令和8年4月30日付で公告された・・・」と記載があります 公告期日に合わせて「令和8年5月13日付・・・」に修正してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正版を公表いたします。
7	18						様式2-2 入札参加者の構成表	工事監理企業の記載する表がありません。「設計企業」を「設計・工事監理企業」と修正して記載してよろしいでしょうか。又は、「工事監理企業」の表を「設計企業」の表の次に追記してよろしいでしょうか。	「工事監理企業」の表を「改修工事企業」の表の次に追加してください。 修正版を公表いたします。
8	23	1					様式2-4①[1/2] ④	「※提案書提案時」と記載があります 「申込み時点」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札参加資格申請書類提出時と読み替えてください。 修正版を公表いたします。

■様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
9	23	1						様式2-4①[1/2] ④	弊社の事業年度は10/1～9/30です。提案書提出時が受付締切の10月14日でも、直近1年度分の納税証明書は、R6年10月1日からR7年9月30日分となりますが、宜しいでしょうか。	入札参加資格申請書類提出時に提出可能な範囲での直近1年度分の納税証明書を提出することで問題ありません。
10	23	1						様式2-4①[1/2] ⑧	⑧相模原市の入札参加資格名簿に登録されている業者であることを証する書類とは、「競争入札参加資格認定通知書」もしくは「かながわ電子入札協働システムの入札情報サービスシステムによる資格者名簿の写し」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	50 59							様式：共通(A3) 様式：共通(A4)	提案内容を読みやすくレイアウトするために、上下と右の余白を最小限としてもよろしいでしょうか。	行間は読みやすさを考慮すること、左右に15mm以上の余白を設定すること、その他の記載方法を順守の上で、適宜調整することは可能です。

■基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
1	3	6条	2項	(5)				施設改修業務	施設改修業務に係る統括管理業務を担う企業は、火葬炉企業・設計企業・工事監理企業・改修工事企業以外の者(例えば、維持管理企業等)でも差し支えないでしょうか。	事業者が実施する施設改修業務、維持管理業務及び運営業務について、事業期間全体を通じて、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる企業とすることを前提に、施設改修業務に係る統括管理業務を担う企業を、火葬炉企業・設計企業・工事監理企業・改修工事企業以外の者とすることを確認の上で、可とします。
2	3	6条	2項					施設改修業務	第6条第2項が2つあります。誤記ではないでしょうか。	2つ目の第2項は誤記のため、第3項に読み替えてください。
3	4	8条	1項					入札関連書面の未達に関する責任	本項によると、JVが入札関連書面の未達状態に関して維持管理業務及び運営管理業務に関する義務等を連帯して負うということですが、どのような場面を想定した条項でしょうか。	本事業の一括発注の観点から、維持管理業務及び運営業務に関する入札関連書面の未達や契約不適合が生じた場合も、企業グループ全体として、連帯して義務を負担いただくことを想定しています。
4	11	別紙 1	ハ					不可抗力	不可抗力において、基準が定められている場合はどの記載がありますが、「基準」はありますか。	本事業においては不可抗力に該当すべき具体的な基準は定めていませんが、入札関連書面の内容を満たすことを前提として、「不可抗力」の定義に従い、生じた事象が不可抗力に該当するか個別具体的に判断されます。

■設計施工一括契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
1	頭書		5					支払の条件 前払金	前払金なしにチェックが入っていますので、部分払いを想定しますが、部分払回数及び支払時期の想定をご教示ください。入札説明書32ページの年1回と読み取れますので併せてご教示ください。	前払金なし、年度末の部分払いを想定していますが、協議は可能とします。
2	3	2条	4項	(1) (2)				アスベスト ダイオキシン	第1条16項に記載の利用し得べきすべての情報等に含まれないと考えられる対象箇所はすべて事前調査の対象となりますか。通常合理的に確認困難な隠ぺい部や解体後の除却範囲拡大など、追加工事としてお認めいただけますでしょうか。	アスベストやダイオキシン類に関しては、事業者にて改修工事を想定する範囲において、利用し得べきすべての情報等から把握できない内容は全て事前調査の対象範囲となります。事前調査により新たに判明した場合の処理費用は市負担になります。
3	13	18条	1項	(4)				条件変更等	設計施工一括契約第10条の2では、事前調査を行うこととされ、同調査結果に基づいて設計業務を実施することとされています。事前調査にて要求水準等の入札関連書面と異なる点が事後的に判明した際には、本条項に該当し、その設計施工については増加費用の負担をいただけるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者による事前調査において、入札関連書面から把握し得なかった事項が判明した場合は、協議の上で基本的に追加の費用負担を市負担と想定します。
4	13	18条	1項	(5)				条件変更等	アスベストやダイオキシン類に関して通常予期できない箇所から検出された場合には、本条項に該当するという理解でよいでしょうか。	設計施工一括契約書(案)に対する質問No.2の回答をご参照ください。アスベストやダイオキシン類に関しては、原則本条項に基づき条件変更を行うことを想定します。
5	16	26条	5項					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	単品スライドに関する当条項は、相模原市公共工事標準請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(営繕工事版)を使用して算出することでよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 なお、契約時の内訳書を考慮しつつ、設計を踏まえて協議を行いながら調整することを想定します。
6	16	26条	7項					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第26条第6項のインフレスライド請求に係る代金の変更に關しては協議によるとのことですが、相模原市の「賃金等の変動に対する相模原市工事請負契約書第26条第6項の運用基準(インフレスライド条項の運用基準)」に基づいて協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	16	26条	7項					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	インフレスライド額を算定するにあたっての指標及び指標の比較の基準点は、別紙3と同様に、建設物価調査会の建設物価建設費指数を用い、入札公告時から本施設の工事着手日後の請求をした時点までの指標値を比較するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 なお、賃金等の変動に対する相模原市工事請負契約書第26条第6項の運用基準(インフレスライド条項の運用基準)に基づき運用します。

■設計施工一括契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問・意見の内容	回答
8	18	30条	4項					不可抗力による損害	本項かつこ書において、「成果物等であって…検査、立会い その他受注者の本業務に関する記録等により確認すること ができるものに係る損害の額に限る。」と定められておりま すが、損害が生じた時点で検査が未了であっても、施工記 録等で施工済みであることが確認できればその部分は負担 いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。